

設備等の故障時におけるあらかじめ準備された代替機器の使用の例

第〇章 緊急用ポンプに係る安全対策等

(緊急用ポンプの使用可否の判断)

第〇条 緊急用ポンプを使用する際には、〇〇は、別表〇に定める「地震後の点検項目」により把握した給油取扱所の被害及び応急措置の状況を再確認するとともに、別表〇に定める「再開の判断要素」に基づき、緊急用ポンプの使用可否を判断する。

(緊急用ポンプの設定位置等)

第〇条 緊急用ポンプを使用する場合における当該緊急用ポンプの設定可能範囲及び専用タンクの吸入ホースの挿入口は、別図〇に示す範囲内及び計量口（又は「予備ソケット」）とする。

(緊急用ポンプの使用時の安全対策)

第〇条 緊急用ポンプにより給油等を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 給油等を行う油種は、緊急用ポンプごとに定めた油種とし、当該油種以外の油種の給油等を行わない。
- (2) 給油作業等は帯電防止衣等を着用した従業員が行い、危険物取扱免状保有者が立会う。
- (3) 給油作業等を行う場合は消火器を設置する。
- (4) 緊急用ポンプの接地導線をローリー用接地端子に接続する。
- (5) 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油ホースを緊急用ポンプ本体に確実に緊結する。
- (6) 緊急用ポンプの吸入ホースと専用タンクの計量口との間隙部は、可燃性蒸気が放出しない措置を講じる。
- (7) 所内の車両誘導を適切に行うとともに、緊急用ポンプ本体、吸入ホース等への衝突防止措置を講じる。
- (8) 給油等を行う場合は、火花を発生する機械器具の有無等周囲の安全確認を行うとともに、自動車等のエンジン停止を確認する。
- (9) 緊急用ポンプを撤収する際は、緊急用ポンプの吸入ホース、ポンプ本体、給油ホース等の残油の抜き取りを行うとともに、専用タンクの計量口のふたを閉鎖する。

(緊急用ポンプの維持管理)

第〇条 緊急用ポンプの保管場所は、別図〇に示す位置とともに、〇〇は、施錠管理により盗難防止に努める。

- 2 〇〇は、緊急用ポンプについて、定期的にメンテナンス業者の点検を受けるなど、適正な維持管理に努める。

(緊急用ポンプの操作等に係る教育、訓練)

第〇条 緊急用ポンプの操作等に係る教育、訓練については、次によるものとする。

- (1) 教育については、第〇条に定める保安教育に含めて実施する。
- (2) 訓練については、第〇条に定める訓練のうち、震災訓練に含めて実施する。

2 緊急用ポンプの操作訓練、試運転等において、専用タンク内の危険物の給油等を行う場合は、次によるものとする。

- (1) 営業を一時停止するとともに、所内に自動車等が進入しない措置を講じる。
- (2) 給油量は、必要最小限かつ指定数量未満とする。